

アイエム ニュース!!

第50号

2018.11.10

発行

【記事の内容】

医業経営

持分なし医療法人への移行

税 務

税務相談事例

「従業員の医療費を自院が負担した場合の課税関係」

労務管理

『妊娠・出産・育休等を契機とする不利益取り扱い』

保険・資産運用

「ふるさと納税」利用していますか？

〈ご案内〉

○「企業型」の確定拠出年金をご存知でしょうか？

○よろず相談のご案内

医業経営のご相談は、(有)アイエムが承ります



有限会社 アイエム (石川県医師会関連団体)

金沢市鞍月東2丁目48番地(石川県医師会・日赤共同ビル) TEL:076-239-3820 FAX:076-239-3821

詳しくは(有)アイエムのホームページをご覧ください。 <http://www.im-med.co.jp/>

持分なし医療法人への移行

◆円滑に移行を行う期間

2017年10月1日より、いわゆる「(新)認定医療法人制度」ができ、県内外の多くの医療法人関係者様より、本制度活用の是非、持分なし医療法人への移行とその他の出資持分対策等に関するお問合せが大変多く寄せられており、ご関心の高さがうかがえます。

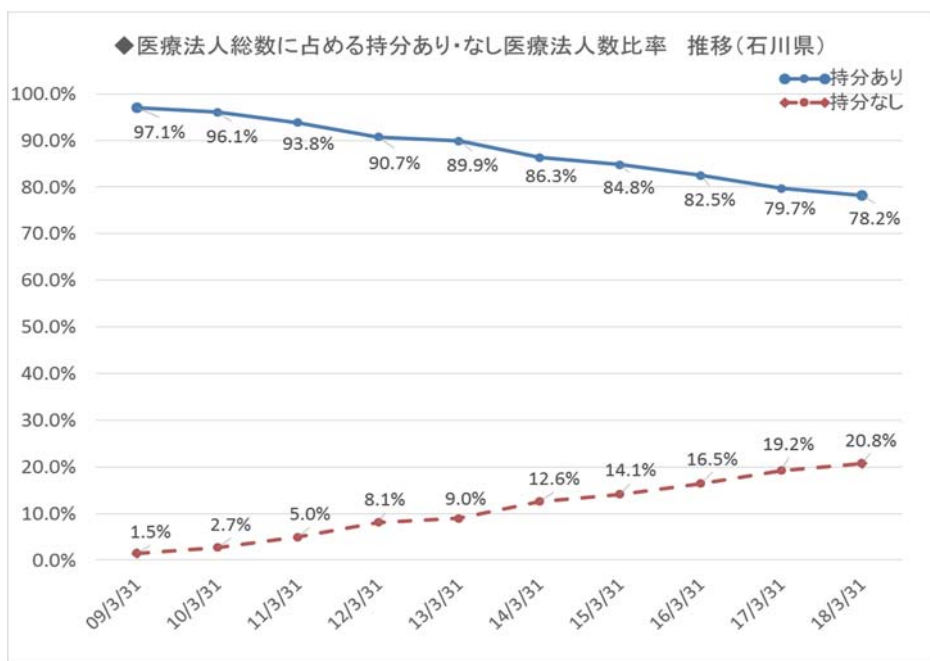
本制度は、諸要件のリニューアル等を経て、2017年10月1日～2020年9月30日の3年間限定として再度制度化されたものであり、2018年10月時点で**残り2年間**となりました。

◆持分あり・なし医療法人の比率

厚生労働省より前年度末の医療法人の件数（都道府県別、形態別等）が毎年公表されますが、標記について過去10年間の推移は下図のとおりです。

医療法人の新設、廃業その他の様々な理由で比率は近づいてきており、その中には持分なしへの移行によるものも含まれています。

直近10年間では確実に持分あり医療法人の件数は減少し、持分なし医療法人の件数が増加しています。



弊社作成（比率の端数は財団医療法人分）

◆ご検討

本件に関し、ご質問やご関心をお持ちの医療法人様に対しては、以下2点を**無料**で提供させていただきます、お気軽にお問合せ下さい。

- ・ 持分対策に関する詳細を解説した資料
- ・ 貴院が持分なし医療法人へ移行できるかどうかの簡易診断



医業経営



税理士法人 ノチデ会計
代表税理士 後出雅敏

会社紹介

税理士法人・医業経営コンサルティング会社・社会保険労務士事務所など各分野のプロフェッショナルをもつ、医業経営の総合支援グループ。顧問先の多数を占める医業分野には特に力を注いでおり、病医院側の状況に応じてオーダーメイドで特に以下の業務を中心に支援を行う。

持分なし医療法人への移行支援、診療・介護報酬等相談、職員が満足する給与・人事評価制度等構築支援、病医院建替え支援、医療法人及びMS法人設立・運営支援、新規開業及び承継開業支援、病床再編、後継者の意思決定・養成支援、M&A支援
URL http://nochide_kaikei.tknf.com

税務相談事例

従業員の医療費を自院が負担した場合の課税関係

税務相談事例

医療機関において、職員の待遇を改善して定着率を向上させるための方策の一つとして、自院で受診された職員の医療費を負担する制度を設ける場合がございます。今回はこの税務相談事例を取り上げます。

●従業員の医療費を自院が負担した場合の課税関係

【相談内容】

職員が業務外の疾病のため、自院において診察し医療費を支払った場合に、役職等を問わず、その自己負担額を自院が負担（最高限度額1か月あたり10,000円）するという制度（医療費補助制度）の創設を検討しています。

この制度の運用を実際に開始した場合、自院が負担した医療費は、所得税法上どのように取り扱われるでしょうか？なお、私が経営している医院は、全国健康保険協会が管掌する健康保険制度（協会けんぽ）に加入しています。

【回答】

ご相談の場合、医療費補助制度によって貴院が負担（最高限度額1か月あたり10,000円）した医療費の自己負担額については、所得税法上の見舞金に類するものとして非課税として取り扱われる可能性が高いものと考えられます。

【解説】

ご相談の医療費補助制度については、①医院での役職等を問わず、従業員の医療費負担の状況に応じてその給付額が定められること、②支給限度額が1か月あたり10,000円とされており、社会通念上多額な負担とまではいえないと考えられます。したがって、ご相談の医療費補助制度による給付については、勤務等の対価（給与）である性質よりも、業務外の疾病によって医療費負担を余儀なくされた従業員について支給する、いわゆる見舞金としての性格が強いものといえます。よって、ご相談の医療費補助制度については、所得税法上の見舞金に類するものとして非課税として取り扱われる可能性が高いものと考えられます。

医療機関が良い人材を確保し、競争力を高めようとする場合には、今回のご相談のような制度を設けることが、有効な手段の1つとなるのではないかと思います。ただし、制度導入にあたっては、今回のように所得税法上の観点から詳細な検討が必要となりますので、ぜひ事前に顧問税理士事務所へご相談ください。

[根拠法令等] 所令30

税務・会計

木村経営ブレングループ
代表 木村 岳二



会社紹介

昭和50年（1975年）木村光雄税理士事務所として創業。平成26年（2014年）、税理士法人木村経営ブレンとして法人化。40年以上の歴史の中で、基本業務の月次会計監査・税務申告に加え、お客様の事業環境変化に対応するため、業務の幅を拡げてきた。昭和57年（1982年）、株式会社木村経営ブレンを設立して以来、医業経営、相続資産対策に特化。平成4年（1992年）、株式会社木村事業承継ブレンを設立し、合併分割などの組織再編、M&Aまで行い、40名規模のグループに至る。（公社）日本医業経営コンサルタント協会の認定登録医業経営コンサルタント7名在籍。URL <http://www.kkb-jp.com/>

『妊娠・出産・育休等を契機とする不利益取り扱い』

うちの家内が3日ほど家を空けることになったので、うちの息子と2人で家にお留守番となりました。1日目の夜は居酒屋でご飯を食べながら息子の進学のこと、ぼくの仕事のことなどいろいろ話をしました。こんなことはこれまでなく父親としてうれしかったです。そこで、明日の夜はカレーライスを2人で作ろうということになり、カレー作りを始めたわけですが、息子のあまりの手際の良さに驚かされました。これまで、母親まかせで何も出来ないんだろうなあ…こいつは大丈夫なのか、なんて思っていた息子ですが、食事の後片付けやごみ捨て、そしてぼくが寝た後にお風呂に入り、お風呂掃除をして、洗濯機を回し、終わったなら干して寝るなんてことをやっていたようです。ぼくだけなんでしょうが、父親は子どもの成長には気づかないものなんですね。いつの間にかしっかりと大人になっていた息子に感動しました。

最近では、パワハラやセクハラの報道が連日のようになされるようになりました。これは、社会のハラスメントに対する意識の高まりや、職場においては企業活動に倫理感が強く求められるようになったことなどいくつか要因があげられると思います。企業には、ご存知の通り、パワーハラスメントを除き、セクハラと妊娠・出産などに関するハラスメント対策については、法律で就業規則に規定しておくことが求められています。

また、女性が多い職場の労務管理において、特に注意が必要になるのは、『妊娠・出産・育休等の事由を「契機として」不利益取り扱いが行われた場合に、原則として妊娠・出産・育休等を「理由として」不利益取り扱いがなされたとして、法違反だとされる』ということになることです。原則として、『妊娠・出産・育休等の事由の終了から1年以内に不利益取り扱いがなされた場合は「契機として」いる』と判断されます。なかなか起こらないことのように思われますが、若い女性を多く雇用する職場では、意外に可能性は十分にあって私も何回か経験したことがあります。

数年前にあった事例ですが、雇い入れた後、その職員の試用期間中の勤務態度が良くなかったために、試用期間終了後は、本採用しないと本人に解雇通告したところ、実は入社後に妊娠しており、そのことを理由に労働局へ救済を求められたことがありました。妊娠は致し方ないことですが、入社直後となると、雇う側はとて頭の痛い問題となります。このケースでも、妊娠を「理由とした」解雇であるとなると、雇用は継続され、当然ですが出産後は、育児休業の取得も可能になります。このケースの場合は、周囲の職員の話から、本人は出産後にすぐに2人目の妊娠も望んでいるという情報もあったため、理屈上、働かないまま、この先何年も雇用し続ける必要が生じるということも予想されました。しかしその会社は、しっかりと人事考課の結果や入社後に実施した教育記録等が保管されていたこともあり、最終的には会社の言い分が認められて事態は終結しました。

また、妊娠した女性職員を解雇したこともありました。解雇する前に、そこの社長には「妊娠を理由とした解雇として裁判で負けますよ。」と話をしましたが、本当に妊娠が理由ではなく、本人の勤務態度不良が原因だからということで、その社長は、解雇することを希望しました。私も、当時、2年ほど前から、この職員の問題行動の相談は受けていたので、とにかく最後までやりましょう、と解雇したわけですが、結局、裁判となり、地裁の段階で裁判官から和解を求められ、和解金を支払うこととなりました。こういった場合、会社側の言い分が認められることは非常に難しいといえるでしょう。

これからはいろいろな考えを持った職員が職場に入ってくる可能性がとて高くなります。これまでは必要なかったような細かい労務管理が求められる時代になったということが言えるのではないのでしょうか。

労務管理



会社紹介

私共の事務所は、複雑化する労務の問題を経営者と一緒で解決していくという考え方に立っています。使用者と労働者の関係が複雑化する中で、少しでも経営者のお役に立てるようあらゆる面でのサポートを心がけており、よりよい職場環境作りのお手伝いをさせていただいております。

“ふるさと納税” 利用していますか？

H30年もあと残り2ヶ月となりました。年末までが1年間の所得計算の締め切りとなりますが、これに伴い、「ふるさと納税」のH30年の寄付の期限も年末までとなりますので、まだ今年度の「ふるさと納税」を実施されていない方は、そろそろお考えになる時期ではないかと思えます。そこで今回は、「ふるさと納税」について改めておさらいをしてみたいと思います。

◆「ふるさと納税」の仕組み

自治体を選んで寄付 ⇒ 所得税と個人住民税の寄付金控除 負担は2,000円！

「ふるさと納税」の仕組みを簡単に言えば、所得税の納税義務者が都道府県又は市区町村に対し寄附をした場合に支出寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の上限までは、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されるというものです。

見方を変えると控除限度額内であれば、2千円多く負担するだけで自分の好きな地域、例えば生まれ故郷などの歳入を増やしてあげることができるといえます。

また、自治体としても資金を被災地の復旧・復興に役立てる等用途をはっきりさせたり、寄附をした者に対して謝礼品を贈る等により寄附金も増え、地域産業の活性化にもなる事から色々趣向を凝らした謝礼等を用意しています。

◆「ふるさと納税」の最適額（寄付金控除の限度額）

「ふるさと納税」の限度額は住民税額の2割が目安であると言われていますが、実際にはその方の所得税率によって計算上影響を受けるので、**住民税額の2～4割強**まで限度額に幅があります。寄付をしすぎないようにご注意ください。

所得税率	最適額	所得税率	最適額
5%	住民税額 × 23.55% + 2,000円	33%	住民税額 × 35.51% + 2,000円
10%	住民税額 × 25.06% + 2,000円	40%	住民税額 × 40.68% + 2,000円
20%	住民税額 × 28.74% + 2,000円	45%	住民税額 × 45.39% + 2,000円
23%	住民税額 × 30.06% + 2,000円		

H29年の確定申告時の所得税率と今年（H30年）の個人住民税の額からご自身の「ふるさと納税」の最適額を計算してみてください。

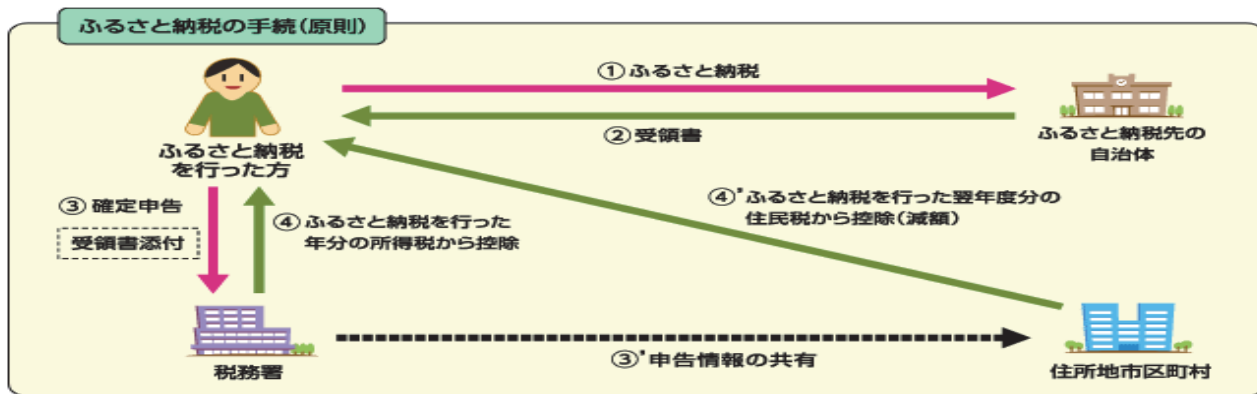
◆寄付する側のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> 被災地の復旧、復興に協力できる 故郷でなくとも好きな自治体に寄附ができる 使途の目的を限定できる自治体がある 自由な金額、自由なタイミングで寄附ができる 特典がある自治体から特産物等を獲得できる 本来、確定申告義務がない者も利用できる 必ずしも寄附金控除を受けなくても寄附自体はできる クレジットカード払い可能であれば即寄附ができる ポイントサイト経由の寄附でポイントが貯まる 等 	<ul style="list-style-type: none"> 税額控除を受けるためには確定申告、又は一定申請の手間がかかる 計算方法が複雑で減税との関係で最適な寄附の金額を把握し辛い 減税の適用よりも先に納税（寄附）をする必要がある 所得の確定前の寄附なので最適な寄附の金額を予想で決める必要がある 支払い方法によっては手続きが面倒 等

◆「ふるさと納税」の手続き

「ふるさと納税」の手続きは、簡単に言えば、まず先に年末までに寄附をして、翌年の3月に確定申告をすることです。「ふるさと納税」をしたことによる寄附金控除を受けるためには、原則として、寄附をした翌年の3月15日までに、住所地等の所轄の税務署へ確定申告を行なう必要があります。**確定申告を行う際には、寄附をした自治体が発行する寄附の証明書・受領書や、専用振込用紙の払込控（受領書）が必要となります。**

確定申告を行うと、前述の「控除額の計算」に沿って所得税と住民税の控除額がそれぞれ決まり、所得税分はその年の所得税から控除（還付）され、住民税分は翌年度の住民税から控除（住民税の減額）されます。



保険・資産運用

株式会社
リスクマネジメント・ラボラトリー
金沢支店長 原 勝 志



会社紹介

平成12年5月設立、本支店20拠点。全国32都道府県（北陸3県含む）の医師会・医師協同組合と連携し、医療機関経営という観点から、セミナー活動、情報提供、個別相談などを行っている。主な業務は、生命保険・損害保険の募集に関する業務、ファイナンシャルプランニング業務、資産計画の企画立案に関する業務、経営に関する講習会の開催に関する業務、企業の販売活動に関する人材育成のための教育及び育成業務など。

URL <http://www.rml.co.jp>

医療法人を経営する皆様へ

加入者1名から制度導入

「企業型」の確定拠出年金をご存知でしょうか？

拠出限度額
(加入者一人あたり)

660,000円
(年額)

事業主が負担する掛金は**全額損金**

企業型※の確定拠出年金は、医療法人に勤務する役員・従業員本人が、加入する・しないを選択できる制度として設計することができます。

【有利な理由】

- ①掛金は全額法人の経費（福利厚生費）
- ②個人は受け取るまで非課税（所得税法施行令第64条）
- ③一時金の受け取りは、退職所得として分離課税
(60歳で受給権を取得し、在職中も退職所得として受給することが可能)

【安心の理由】

- ①確定拠出年金の口座内の資産は個人に帰属します。
- ②信託銀行が年金資産を分別管理します。
- ③投資信託の他、定期預金でも運用できます。

※企業型は厚生年金の適用事業所であることが条件となります。制度導入には厚生労働省への申請、承認が必要です。

企業型は運営管理手数料の他、所定の手数料がかかります。新規の加入者は60歳未満であることが条件となります。

確定拠出年金の税効果について

◆掛金拠出の税効果

【シミュレーションの仮定】

年齢 50歳

役員報酬 月額2,000,000円

	制度導入前	導入後
役員報酬(年)	2,400万円	2,334万円 ^(注1)
確定拠出年金(年)	—	660,000円
所得税(40.84%) ^(注2)	5,237,600円	4,968,000円
住民税(10%)	1,972,100円	1,906,100円
税効果	—	▲335,600円

確定拠出年金の口座に66万円の年金資産が積立てられます。法人から個人への所得の移転となります。

積立てた66万円の50%の税効果となります。50%の運用利回りと同じ効果となります。

(注1) 役員報酬を減額した場合の効果です。役員報酬を減額することなく、掛金を拠出することも可能です。

(注2) 所得税率には復興特別所得税を含む

◆受給時の税効果

60歳^(注3)で受給権を取得し、受給時に年金または一時金の選択が可能です。一時金を選択した場合、在職中でも受給した年の退職所得となります。

【シミュレーションの仮定】

50歳で加入

60歳で受給権を取得

受取時の年金資時価700万円

一時金として退職金を選択

・退職所得控除 (60歳 - 50歳) × 40万円 = 400万円

・退職所得 (700万円 - 400万円) ÷ 2 = 150万円

退職所得の税率 所得税5.105% 住民税10%と仮定すると

納税額 150万円 × 15.105% = **22.6万円**

(注4)

(注3) 加入者等期間により受給可能年齢が異なります。加入者等期間が10年以上の場合、60歳で受給権を取得します。

(注4) 確定拠出年金以外に複数の退職金がある場合には税務署へご確認ください。

本資料(サービス)は、現時点での確定拠出年金に関する法令諸規則、および実務の解釈、税法、社会保険を基に作成しておりますが、全てを網羅するものではなく、あくまでも仕組みの概要を述べたものととまり、内容の正確性・完全性を保証するものではありません。

「企業型DC」個別相談申込 ⇒ アイエム宛 FAX 076-239-3821

貴病医院名 : _____ ご担当者 : _____

TEL : _____ FAX : _____ 役職 : _____

ご住所 : _____

メール : _____ @ _____

よろず相談の ごあんない

石川県医師会会員
の皆様へ

(有)アイエム・コンサルティングチームでは医師会会員の皆様に、より高付加価値の情報提供と経営の一助とすべく、専門的な経営諸問題の解決策を個別にご提供しております。ご相談をご希望の欄へチェックのうえ、どうぞお気軽にお申込みください。

↓ご希望の項目がございましたら、チェックボックスに✓印をつけてください。

Q. 次のどの項目に「病医院経営における問題」のうちの、どの項目に関心がございますか？

check 役員・従業員の退職金

- 規定の改定を個別に病医院の個性に合わせ作成します。
- 長期・短期の計画を適格に分析し対策を提案します。
- 今後の経営環境の変化とのマッチングを重要視し、適格なアドバイスをしします。

check 企業年金・個人年金

- 過去勤務債務の償却と対策をご提案します。
- 国の年金改革による企業負担予測と対策をアドバイスします。
- ドクターを取り巻く年金環境と最適な計画をアドバイスします。

check 医療法人の設立と解散

- 持分あり医療法人等の将来予測と現状の分析を行い、対策をご提案します。
- 一人医師法人の設立のメリット・デメリットを分析、アドバイスを行います。
- 一人医師法人の解散について最小の負担で行う為のアドバイスを行います。

check 相続・医業継承問題

- 出資持分評価とキャッシュフローの関係改善のご提案を行います。
- 長期・短期の計画を個別にご提案します。
- 贈与プランをドクターの個性に合わせアドバイスします。

check 労務管理

- 古くなった就業規則を、最新の法改正に合うようにご提案します。
- 問題のある職員にどのように対応したらよいかアドバイスします。
- ドクターの年金相談いたします。現状を分析し、適切なアドバイスを行います。

check 資産管理

- ゼロ金利対策等、金融商品の的確な選択についてアドバイスします。
- 国内外の投資環境についてレクチャーします。
- ドクターを取巻く経済コストについて対策をアドバイスします。

check リスクマネジメント
生命保険の活用法

- 医業経営や相続対策に必要な生命・損害保険をアドバイスいたします。
- 考えられるリスクを抽出し、ライフプランに合った保険を提案します。
- 時代にあった入院保険・年金保険をご案内いたします。

個人情報に関する取扱いについて

(有)アイエムは、個人情報保護の重要性に鑑み、また、弊社事業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法律・ガイドライン等を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。(有)アイエムが提携するコンサルティングメンバーがご相談に応じます。

「よろず相談」申込書

ご記入が済みましたら、この用紙をFAXにて返信してください。

貴病医院名： _____ ご担当者： _____

TEL： _____ FAX： _____ 役職： _____

ご住所： _____

メール： _____ @ _____

ご希望日時： 第1希望 _____ 月 _____ 日 _____ 時 ~ _____ 時 _____ 分

第2希望 _____ 月 _____ 日 _____ 時 ~ _____ 時 _____ 分

第3希望 _____ 月 _____ 日 _____ 時 ~ _____ 時 _____ 分

ご相談場所 (○印)

クリニック ・ 自宅

アイエム会議室 (医師会館 2F)